

労働者派遣事業に関わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社アークミリア
事業所の所在地	〒167-0043 東京都杉並区上荻一丁目24番21号 協立第51ビル5F

1.派遣労働者の数 (対象期間：2024/1/1～2024/12/31)

派遣労働者の数 (1日平均)	1 (人)
雇用安定措置を講じた人数	1 (人)

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：2024/1/1～2024/12/31)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	1 (件)
-----------------------	-------

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間：2024/1/1～2024/12/31)

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	18,400 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間当たりの額)	10,400 (円)
マージン率	43.5 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4.教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施 期間	実施 主体	賃金支給の 有無	労働者の 費用負担の 有無
接客マナーの習得	派遣登録労働者及び	off-JT	2時間	派遣元 事業主	会社指示の場合 支給あり それ以外は 支給無し	無
カットの基礎的訓練		on-JT	6時間			
カットの実践的訓練		on-JT	8時間			
カットの応用的訓練		on-JT	8時間			
店長就任研修		off-JT	8時間			

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・ 福利厚生等	： 社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健診
・ 各種サポート	： キャリアカウンセリング

6.労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定を締結しているか否か	： 締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	： 締結済み原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	： 2025年3月31日